

TPP協定合意状況(県内主要商品)と省内影響

(※□囲みは国による影響分析がなされている品目)

農林水産部

分野	品目	現行関税	合意内容	想定される省内影響
野菜	すいか	6.0%	即時撤廃	輸入実績は少ないが、関税率が他品目より高いことに加え、輸入品の大半を占める米国産は業務・加工用需要(カットフルーツ等)に仕向けられることが多いことから、米国産需要の増加により、国内産全体の価格低下につながることも懸念される。 [H25国産品出荷量]304.7千t [TPP国輸入量]705t
	プロッコリー	3.0%	即時撤廃	輸入品の大半を占める米国産とは、県産葉つきブロッコリーなど鮮度面での差別化は図られているが、加工用需要に米国産が流れ、国内産全体の価格低下につながることも懸念される。 [H25国内生産量]137.0千t [TPP国輸入量]32.1千t
	らっきょう	3.0%	即時撤廃	輸入実績は極めて少ないと見込まれる。 [H24国内生産量]11.7千t [TPP国輸入量]0.1千t
	ねぎ	3.0%	即時撤廃	TPP非参加国(中国)からの輸入が大半であり、直接的な影響は限定的であるが、国内の米農家による園芸品目導入が加速すること等による影響も懸念される。 [H25国内生産量]477.5千t [TPP国輸入量]0.2千t
	ほうれんそう	3.0%	即時撤廃	輸入実績は極めて少ないと見込まれる。 [H25国内生産量]250.3千t [TPP国輸入量]0.01千t
	トマト	3.0%	即時撤廃	輸入実績は少ないが、輸入品の多くを占める米国産はミニトマトが既に流通しており、米国産需要の増加により、国内産全体の価格低下につながることも懸念される。 [H25国内生産量]747.5千t [TPP国輸入量]5.1千t
	だいこん	3.0%	即時撤廃	輸入実績は極めて少ないと見込まれる。 [H25国内生産量]1,457.0千t [TPP国輸入量]0.01千t
	アスパラガス	3.0%	即時撤廃	輸入品の出荷時期は、県内産とズレがあることに加え、主要輸入国であるメキシコ・豪州産の輸入関税はゼロのため、直接的な影響は限定的(国産:3~9月、輸入:9~3月)であるが、国内の米農家による園芸品目導入が加速すること等による影響も懸念される。 [H25国産品出荷量]29.6千t [TPP国輸入量]10.2千t
果実	なし	4.8%	即時撤廃	TPP非参加国(韓国)からの輸入が大半であり、直接的な影響は限定的であるが、TPP参加国には梨生産国(NZ)もあり、関税撤廃を契機として日本への輸出量が増加することも懸念される。また、オレンジ等柑橘系果実の輸入増加による、梨の消費離れも懸念材料。 [H25国内生産量]267.2千t [TPP国輸入量]なし
	柿	6.0%	即時撤廃	輸入実績は極めて少ないと見込まれる。 [H25国内生産量]214.7千t [TPP国輸入量]0.01千t

分野	品目	現行関税	合意内容	想定される県内影響
果実	ぶどう	17.0%	即時撤廃	輸入品の大半はチリ・米国産。主要輸入品種(レッドグローブ)の出荷時期は県内産の出荷時期とズレがあるが(チリ:1~5月、米国:9~12月)、他に出荷時期が重複する品種(青ぶどう、米国:8~11月)もあるため、影響が懸念される。 [H25国内生産量]189.7千t [TPP国輸入量]22.7千t
林産物	合板	6.0~10.0%	16年目撤廃	輸入合板の多くはマレーシア産であり、輸入品の価格低下が懸念される。 [H25国内生産量]5,112千m ³ [TPP国輸入量]1,774千m ³
	L V L	6.0%	11年目撤廃	TPP非参加国(中国)からの輸入が大半であり、影響は限定的と見込まれる。
	C L T	3.9%	9年目撤廃	TPP非参加国(欧州)からの輸入が大半であり、影響は限定的と見込まれる。
水産物	ギンザケ	3.5%	11年目撤廃	輸入ギンザケの大半はチリ・ノルウェー産。チリ産の関税率は0.6%(チリとは既に個別EPA締結済)と低率であり、直接的な影響は限定的であるが、他種サケ(ペニザケ等であり、米国・カナダ等から輸入実績あり)の輸入拡大により、県内産ギンザケの需要減少につながることも懸念される。 [H25国内生産量]17.0万t [TPP国輸入量]17.6万t
	クロマグロ	3.5%	11年目撤廃	クロマグロについてはTPP非参加国(中国)からの輸入が大半であり、直接的な影響は限定的であるが、他種マグロ(キハダ、ミナミであり、米国・豪州からの輸入実績あり)の輸入拡大により、県内産天然クロマグロの需要減少につながることも懸念される。 [H25国内生産量]49.2万t [TPP国輸入量]1.7万t
	ズワイガニ	4.0%	即時撤廃	TPP参加国(米国・カナダ)からの輸入は冷凍輸入が大半。加工・外食需要に輸入品が流れることにより、県内産の需要減少につながることが懸念される。 [H25国内生産量]0.4万t [TPP国輸入量]0.8万t
	ペニズワイガニ	4.0%	即時撤廃	TPP非参加国(韓国)からの輸入が大半であり、直接的な影響は限定的と見込まれるが、他種カニのTPP参加国(米国・カナダ)からの輸入増加により、県内産の需要減少につながることが懸念される。 [H25国内生産量]1.7万t [TPP国輸入量]なし

(※) 現行関税はいずれも「WTO協定関税」

[参考] TPP協定合意状況(牛豚、米、乳製品等)と県内影響

農林水産部

品目	現行関税	合意内容	想定される影響																								
牛肉	38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税を段階的に引下げ 輸入急増時のセーフガードを導入 <p>→関税とセーフガードの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>関税</th> <th>セーフガード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>27.5%</td> <td>38.5% (59.0万トン時)</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>20%</td> <td>30% (69.6万トン時)</td> </tr> <tr> <td>16年目以降</td> <td>9%</td> <td>18% (73.8万トン時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※16年目以降、セーフガードは毎年1%ずつ削減し、4年間発動しなかった場合は廃止)</p>	年数	関税	セーフガード	1年目	27.5%	38.5% (59.0万トン時)	10年目	20%	30% (69.6万トン時)	16年目以降	9%	18% (73.8万トン時)	<p>○安価な輸入牛肉との競合により、肉質面での差別化が困難な乳用種、交雑種主体の肥育農家への影響が見込まれる。</p> <p>○なお、乳用種であっても、特徴ある肥育を行い、独自の販路確保が可能な農家への影響は限定的と見込まれる。</p> <p>現行年間輸入量 52万t 現行国内消費量 86.8万t</p>												
年数	関税	セーフガード																									
1年目	27.5%	38.5% (59.0万トン時)																									
10年目	20%	30% (69.6万トン時)																									
16年目以降	9%	18% (73.8万トン時)																									
豚肉	<p>高価格帯 (従価税) 4.3%</p> <p>中価格帯 最大482円/kgの 差額関税</p> <p>低価格帯 (従量税) 482円/kg</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税を段階的に引下げ・撤廃 輸入急増時のセーフガードを導入 <p>→関税とセーフガードの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>関税</th> <th>セーフガード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>2.2%</td> <td>4.0% (※)</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>撤廃</td> <td>2.2% (※)</td> </tr> <tr> <td>12年目以降</td> <td>↓</td> <td>撤廃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※発動基準は、過去3年間の輸入量の最高値を参考に決定)</p> <p>差額関税制度(「基準価格546円/kg - 輸入価格」を関税として徴収する制度)は維持するが、適用範囲を大幅縮小</p> <p>→関税とセーフガードの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>関税</th> <th>セーフガード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>125円/kg</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>50円/kg</td> <td>70円/kg (15万トン時)</td> </tr> <tr> <td>12年目以降</td> <td>↓</td> <td>撤廃</td> </tr> </tbody> </table>	年数	関税	セーフガード	1年目	2.2%	4.0% (※)	10年目	撤廃	2.2% (※)	12年目以降	↓	撤廃	年数	関税	セーフガード	1年目	125円/kg	—	10年目	50円/kg	70円/kg (15万トン時)	12年目以降	↓	撤廃	<p>○主に加工用用途で使用される中・低価格帯肉については、既にその多くが輸入肉で占められていることから、県内農家への影響について、現時点では不透明。</p> <p>○主に精肉用途で使用される高価格帯肉については、4.3%と低率な従価税の撤廃ではあるが、輸入肉と国産肉の価格差がさらに広がると見込まれることから、中・小規模農家への影響が見込まれる。</p> <p>○なお、コスト吸収力の比較的高い大規模生産者や、加工品販売等によって独自の販路確保が可能な農家についても、影響は懸念されるものの、比較的少ない可能性もある。</p> <p>現行年間輸入量 82万t 現行国内消費量 167万t</p>
年数	関税	セーフガード																									
1年目	2.2%	4.0% (※)																									
10年目	撤廃	2.2% (※)																									
12年目以降	↓	撤廃																									
年数	関税	セーフガード																									
1年目	125円/kg	—																									
10年目	50円/kg	70円/kg (15万トン時)																									
12年目以降	↓	撤廃																									

品目	現行関税	合意内容	想定される影響									
米	<p>341円/kg →別途、MA米(無税の義務輸入枠)として77万トン/年を輸入</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度と輸入関税を維持 MA米とは別枠で、米国・豪州にSBS方式の国別枠を新設(当初5.6万トン/年、13年目以降7.8万トン/年) MA米の枠内で、「中粒種・加工用米」のSBS方式の輸入枠を新設(6万トン/年) <p>→「米豪向け新設輸入枠」の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>米国</td> <td>1年に5万トン/年、13年目以降に7万トン/年</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>1年に0.6万トン/年、13年目以降に0.84万トン/年</td> </tr> </table> <p>既存のWTO枠(77万トン)</p> <p>既存の一般輸入 〔加工用に販売する他、飼料用・援助用等に活用〕</p> <p>既存のSBS枠 10万トン 〔品種・用途限定なし〕</p> <p>既存のWTO枠(77万トン)</p> <p>既存の一般輸入 ① 〔加工用に販売する他、飼料用・援助用等に活用〕</p> <p>既存のSBS枠 10万トン ② 〔品種・用途限定なし〕</p> <p>国別枠(SBS) ③ 米国枠:5万t(當初3年維持) → 7万t(13年目以降) 豪州枠:0.6万t(當初3年維持) → 0.84万t(13年目以降)</p>	米国	1年に5万トン/年、13年目以降に7万トン/年	豪州	1年に0.6万トン/年、13年目以降に0.84万トン/年	<p>○新規輸入枠に相当する備蓄米増加など対策の動きもあることに加え、SBS方式による輸入枠(義務輸入枠ではない)であることから、米価への直接的な影響について、現時点では不透明。</p> <p>○しかしながら、国内需要量減少が続く中、長期的には、主食用米の価格低下につながり、特に系統販売中心の農家への影響が懸念される。</p> <p>○なお、小麦の国別輸入枠新設等に伴い、パンなど小麦製品価格の低下も想定され、米の需要減に拍車がかかることも懸念材料。</p> <p>現行年間輸入量 77万t(MA米) 現行国内消費量 770万t(年間8万トン減)</p>						
米国	1年に5万トン/年、13年目以降に7万トン/年											
豪州	1年に0.6万トン/年、13年目以降に0.84万トン/年											
乳製品	<p>バター 29.8%+985円/kg 脱脂粉乳 21.3%+396円/kg →別途、カレントアクセス(低関税の義務輸入枠)であり、バター35%、脱脂粉乳25%として生乳換算13.7万トン/年を輸入</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度と輸入関税を維持 カレントアクセスとは別枠で、バター・脱脂粉乳の低関税輸入枠を新設(当初6万トン/年、6年目以降7万トン/年(生乳換算)) <p>→「低関税輸入枠」の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>バター</td> <td>4万6千トン</td> </tr> <tr> <td>脱脂粉乳</td> <td>2万4千トン</td> </tr> </table> <p>既存のWTO枠</p> <p>○農畜産業振興機構(ALIO)による輸入(国家貿易) ○約束数量 13.7万トン(+1) (生乳換算) (対象品目:脱脂粉乳、バター、ホエイ等) ○枠内税率 脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(+2) バター 35%+マークアップ(+2)</p> <p>+ (脱脂粉乳、バターが不足している場合に実施) ○農畜産業振興機構(ALIO)による輸入(国家貿易) ○輸入量:不足分 (追加輸入の実績)</p> <p>(生乳換算、万トン)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>2014</td> <td>2015</td> </tr> <tr> <td>脱脂粉乳・バター</td> <td>18.8</td> <td>15.6</td> </tr> </table> <p>既存のWTO枠</p> <p>今後も継続(変更せず)</p> <p>+ (実績)</p> <p>○ユーザー、農社等による輸入(民間貿易) ○枠数量 (生乳換算) 脱脂粉乳2.65万トン → 2万4102トン(6年目) (制品 3,188トン→3,719トンに相当) バター 379341トン → 4万5998トン(6年目) (制品 3,188トン→3,719トンに相当) 合計 67万トン → 7万トン(6年目)</p> <p>○枠内税率(11年目までに附城) 脱脂粉乳 25%+25% = 50% バター 35%+28% = 63%</p>	バター	4万6千トン	脱脂粉乳	2万4千トン	年度	2014	2015	脱脂粉乳・バター	18.8	15.6	<p>○国内生産量は減少傾向にあり、近年、バター等を追加輸入している状況(H27実績:15.6万トン)。国内供給力の動向次第で、追加輸入枠による影響が左右されると考えられることから、7万トン/年の追加輸入枠が与える県内影響について、現時点は不透明。</p> <p>○なお、現在、北海道では酪農生産力強化が図られており、今後、生乳の国内供給力不足が解消された場合には、価格競争力の高い北海道の生乳が本州以南に流入増加するなど、県内農家への影響が懸念される。</p> <p>現行年間輸入量 443万t 現行国内消費量 1,172万t</p>
バター	4万6千トン											
脱脂粉乳	2万4千トン											
年度	2014	2015										
脱脂粉乳・バター	18.8	15.6										

品目	現行関税	合意内容	想定される影響
小麦 大麦	小麦 55円/kg 大麦 39円/kg →別途、カレントアクセス(輸入差益を上乗せする、事実上の低関税義務輸入枠であり、小麦45.2円/kg、大麦28.6円/kgを上限)として輸入	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度と輸入関税を維持 【小麦】米国・豪州・カナダにSBS方式の国別枠を新設 (当初19.2万トン/年、7年目以降25.3万トン/年) 【大麦】SBS方式のTPP枠を新設 (当初2.5万トン/年、9年目以降6.5万トン/年) カレントアクセスの「輸入差益(マークアップ)」を9年目までに45%削減 	<p>○県内の小麦、大麦生産はパン用、ビール用の契約栽培が主体となっているが、国産品の価格低下などの影響が懸念される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 現行年間輸入量 小麦 512万t 大麦 20万t 現行国内消費量 小麦 569万t 大麦 33万t </div>
鶏肉 鶏卵	(例) 骨付き鶏肉 8.5% 殻付き鶏卵 17%	<ul style="list-style-type: none"> 【鶏肉】輸入関税を段階的に引下げ、11年目に撤廃 【鶏卵】冷凍・冷蔵のものは輸入関税を段階的に引下げ、13年目に撤廃 	<p>○鶏肉、鶏卵ともに、TPP非参加国(ブラジル、タイ等)からの輸入が多く占めるが、国産品の価格低下などの影響が懸念される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 現行年間輸入量 鶏肉 75.9万t 鶏卵 12.9万t 現行国内消費量 鶏肉 222.6万t 鶏卵 262.9万t </div>
豚肉 調整品	ハム (低価格)差額関税 (高価格)8.5% ソーセージ 10~20%	<ul style="list-style-type: none"> 【ハム】初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し10年目に撤廃セーフガードあり 【ソーセージ】現行10~20%の関税を毎年同じ割合で削減し、6年目に撤廃 	<p>○TPP非加盟国(中国、タイ等)からの輸入が多く占めるが、国産品や加工品の価格低下などの影響が懸念される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 現行年間輸入量 ハム 1.0万t ソーセージ 4.5万t 現行国内消費量 ハム 22.3万t ソーセージ 31.2万t </div>
ホエイ	29.8%+425円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25~45%)は、輸入関税を段階的に引き下げ、21年目に撤廃 輸入急増時のセーフガードを導入 	<p>○県内生産量がほとんどないが、脱脂粉乳の代替品になる可能性があることから、国産品の価格低下などの影響が懸念される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (乳製品全体) 現行年間輸入量 443万t 現行国内消費量 1,172万t </div>
アイス クリーム	21%~29.8%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税を段階的に引下げ、6年間で63~67%削減 	<p>○国内では高級品指向が強く、アイスクリーム輸入が近年大きく減少しているが、国産品の価格低下などの影響が懸念される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 現行年間輸入量 8千t 現行国内消費量 165千t </div>

【輸出拡大が期待できる品目】

品目	現行関税	合意内容
牛肉	米国 桟内:4.4セント/kg、栈外:26.4% カナダ 26.5% メキシコ 栈外:20~25%、栈内:2.0~2.5%	● 各国ともに輸入関税を撤廃(米国15年、カナダ6年、メキシコ10年)
梨	米国 無税又は0.3セント/kg カナダ 無税又は2.81セント/kg	● 各国ともに輸入関税を即時撤廃
米	米国 1.4セント/kg ベトナム 日ベトナムEPA:22.5%	● 米国:輸入関税を5年目に撤廃 ● ベトナム:輸入関税を即時撤廃
アイス クリーム	米国 50.2セント+17%	● 米国:10又は20年目に撤廃
水産物	ベトナム 11~18%	● 輸入関税を即時撤廃
日本酒	米国 3セント/リットル カナダ 2.82~12.95セント/リットル	● 輸入関税を即時撤廃(米国、カナダ)

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）大筋合意について

《提案・要望の内容》

- 大筋合意となったＴＰＰ交渉について、国内農林水産業を中心として甚大な影響を及ぼすことが懸念され、本県関係者の不安感もかつてないほど高まっている。国においては、具体的な合意内容はもとより、国内農林水産業への影響を慎重に検証し、国民に対して丁寧に説明すること。
- また、地方や農林水産業関係者の声を踏まえながら、国内農林水産業への影響が無いよう、農林水産業と農山漁村を守る思い切った対策を講じること。特に農業経営への甚大な影響が懸念される「牛肉」「豚肉」はもとより、「米」「乳製品」、さらには今後明らかになる関税撤廃品目なども含め、ＴＰＰ交渉を主導した国の責務において、緊急的かつ長期的視点に立った抜本的な国内農林水産業競争力強化対策を講じること。

【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる主な対策】

- ①乳用種・交雑種肥育農家、養豚農家の経営体質強化
 - 規模拡大と生産コスト低減
 - ・畜産クラスター制度の長期継続(10年以上)と牛舎・機械整備等にかかる予算枠の拡充
 - 和牛肥育・繁殖経営への畜種転換
 - ・受精卵の購入・移植支援、高能力種有牛(繁殖用雌牛)の導入支援
 - 肉用牛肥育・養豚経営農家経営安定対策の制度充実
 - ・法制化による財源確保、差額補填率の拡充(現行／8割→9割)
 - ・積立金の生産者負担軽減(現行(肉用牛の場合)/生産者：国=1:3)
※生産者負担の1/3を県が支援
 - 特徴ある国産牛肉・豚肉の販路・消費拡大
 - ・鳥取和牛や米活用牛、大山ルビー等銘柄豚のブランド化、販路開拓支援
(本県例：米そだち牛(飼料用米を給与した乳用種肥育牛)の県内外での販売)
- ②水田農家の収益力向上
 - 米価の安定化
 - ・国の責務による確実な需給調整、備蓄増加による市場隔離の徹底
 - 水田フル活用のさらなる促進
 - ・園芸作物転換に要する施設・基盤整備、飼料用米など非主食用米にかかる各種支援措置の継続・拡充
- ③酪農生産基盤の強化
 - 規模拡大と生産コスト低減
 - 性判別精液を活用した後継牛確保
 - ・性判別精液の導入支援
 - ・受胎率向上に向けた技術開発支援
 - 和牛受精卵を活用した和子牛生産拡大
 - ・受精卵の購入・移植支援

④農畜産物・加工品の輸出拡大

○輸出促進による販路確保

- ・市場調査などＴＰＰ参加国を対象とした輸出拡大支援
- ・地理的表示保護制度を活用した登録産品の情報発信

○6次産業化等による新商品開発

- ・規模拡大や魅力発信につながる支援制度の構築

○あんしん安全な生産環境の整備

- ・加工施設整備などHACCP認証取得支援

⑤林・水産物の競争力強化

○合板・製材の生産基盤強化

- ・県産材製品の販路・消費拡大
- ・原木の生産コスト低減（路網整備・機械化の支援、間伐支援の充実）

○漁業生産基盤の強化

- ・「水産基盤整備事業費」「強い水産業づくり交付金」の予算枠確保・拡充
- ・国民的魚食普及に向けた対策強化

<参考：県内生産者の声>

- 輸入商品と競合する乳用種肥育経営は売上げが大幅に減少することが確実。牛肉全体の価格が引き下げられれば和牛にも影響が出るのではないか。（乳用牛肥育農家）
- 豚肉は輸入品と差別化しにくいため、豚肉単価の下落は避けられない。（養豚農家）
- 主食用米の国内需要が毎年減少する中、輸入米増加により米価全体の下押しとなることを懸念。（大規模水田農家）
- 現在は生乳生産量不足分を輸入しているが、北海道の生産量が今後拡大し、都府県への流通量が増大していくことを懸念。（酪農家）
- 合板について、為替変動の影響も受けるが、関税撤廃による価格競争力低下を懸念。（木材加工メーカー）
- 安い輸入魚が増えれば、国内の産地価格に大きく影響。また、魚から安い輸入肉へシフトし、「魚離れ」がますます加速することを懸念。（水産会社）

TPP関連政策大綱(農林水産業対策)を踏まえた対応について

1. 経営安定対策(守りの対策)

※「県が取組む対策例」中、◎印は新たな対策検討が求められる項目(以下同じ)

品目	大綱に位置づけられた対策(見込)	対策分析	今後の対応	
			国に求める対策	県が取組む対策例
米	<input type="checkbox"/> 国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ <input type="checkbox"/> 備蓄米の保管期間を「5年」から「3年」に短縮	備蓄米増は米価安定に一定の効果があると見込まれるが、輸入された安価な米の流通があるため、米価下落時ににおけるより一層のセーフティネット対策充実が必要。	<input type="checkbox"/> 国の責務による確実な需給調整 <input type="checkbox"/> 収入減少影響緩和対策(ナラシが策)の充実・差額補填率の拡充(9割→10割) <input type="checkbox"/> 基準収入額の見直し (過去5年の中庸3年の平均収入額→コストに応じた算定方式へ)	<input type="checkbox"/> 中山間地域における小規模稻作農家の農活動支援 (農作業受託を行うための機械整備等) <input type="checkbox"/> 集落管農組織の法人化・広域化
牛 肉	<input type="checkbox"/> 牛マルキン事業の法制化 <input type="checkbox"/> 牛マルキン事業の赤字補填割合を引き上げ(8割→9割) <input type="checkbox"/> 肉用子牛保証基準価格の見直し	国に要望(H27.10.15)した内容がほぼ盛り込まれているが、牛マルキン事業積立金にかかる、さらなる生産者負担軽減も必要。	<input type="checkbox"/> 牛マルキン事業積立金の生産者負担軽減 (現／生産者：国=1：3)	<input type="checkbox"/> 牛マルキン事業の生産者負担軽減 (生産者積立金の1／3相当額を県が支援)
豚 肉	<input type="checkbox"/> 豚マルキン事業の法制化 <input type="checkbox"/> 豚マルキン事業の赤字補填割合を引き上げ(8割→9割) <input type="checkbox"/> 豚マルキン事業の生産者負担軽減 (国1：生産者1→国3：生産者1)	国に要望(H27.10.15)した内容が全て盛り込まれている。	<input type="checkbox"/> 豚マルキン事業の生産者負担軽減 (生産者積立金の1／3相当額を県が支援)	<input type="checkbox"/> 豚マルキン事業の生産者負担軽減 (生産者積立金の1／3相当額を県が支援)
乳製品	<input type="checkbox"/> 加工原料乳生産者補給金制度の対象追加、補給金単価の一本化 (生クリーム等)	加工向けは北海道、飲用向けは都道府県という生乳生産体制の構造維持には、一定の効果があると見込まれるが、輸入量が急増した場合の効果は不透明。	<input type="checkbox"/> 酪農家を対象とした新たな所得保障制度の構築 (牛乳・豚肉には、マルキン制度があるが、酪農を対象とした同様な制度はない)	<input type="checkbox"/> 酪農制度の検討状況にかかる情報公開が不十分。地方や生産現場の意見をよく聞きながら、制度化に向けた検討を急ぐべき。
全 般	<input type="checkbox"/> 収入保険制度の導入検討	収入保険制度の検討状況にかかる情報公開が不十分。地方や生産現場の意見をよく聞きながら、制度化に向けた検討を急ぐべき。	<input type="checkbox"/> 生産コストの差異など地盤性を考慮した収入保険制度の設計	<input type="checkbox"/>

2. 競争力強化対策（攻めの対策）

品目	大綱に位置づけられた対策（見込）	対策分析	今後の対応
		国に求める対策	県が取組む対策例
米	○「産地パワーアップ事業」の創設 ○水田の烟地化、畑地・樹園地の高機能化、新たに国産ブランド品種や生産性向上など革新的技術の活用 等	対策の具体的な内容が不明。	<ul style="list-style-type: none"> ○水田フル活用の促進 ・園芸作物転換に要する施設・基盤整備 ・飼料用米など非主食用米にかかる各種支援措置の継続・拡充 ○低コスト稲作技術の開発
	対策の具体的な内容が不明。 なお、「産地パワーアップ事業」については、国内各地域が使いやすい制度設計とすること必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○「産地パワーアップ事業」の使いやすい制度設計 ・産地の裁量による事業提案を可とするなど柔軟な制度設計に(規模要件等で対象を絞り込まない) ・野菜・果樹等広範な品目を対象に ・低コストハウスや果樹新品種導入など、県が先導的に取組む対策も対象に ○アシスト機器の開発・普及など、労力軽減対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○低コスト稲作技術の導入・普及 (直播栽培技術、無人ヘリ農薬散布) ○センチビードグラス導入による畦畔管理の軽減化 ○良食味米の生産拡大・販売促進 ○飼料米、飼料用稻等の導入推進 ○低コストハウスの導入・普及 (单棟普及に加え、連棟ハウスの開発) ○高収益な果樹新品种の導入拡大 (新甘泉、瀬戸大郎、シャインマスカット) ○葉用作物の導入試験・生産拡大 ○園芸品目を活かした経営多角化支援 (排水対策等による水田の畑地化、白ねぎ、ブロッコリー、芝等の導入推進)
園芸	○「畜産クラスター事業」の拡充 ○和牛の生産拡大、豚の生産能力の向上、自給飼料の生産拡大 等	対策の具体的な内容が不明。 なお、「畜産クラスター事業」の拡充」については、採択数増加に向けた事業規模の拡大(増額)が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産クラスター制度の長期継続 ○牛豚舎・機器整備等にかかる予算枠充 ○和牛受精卵の購入・移植支援 (国事業は酪農家のみ対象) ○和牛経営への畜種替換に向けた和牛繁殖 雌牛・肥育素牛の導入支援 ○特徴ある国産牛肉・豚肉の販路・消費拡大支援
	肉牛・肉豚	対策の具体的な内容が不明。 なお、「畜産クラスター事業」の拡充」については、採択数増加に向けた事業規模の拡大(増額)が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産クラスター制度の長期継続 ○牛豚舎・機器整備等にかかる予算枠充 ○性別精液による酪農後継牛確保支援 (性別別精液の導入支援、受胎率向上に向けた技術開発支援) ○酪農家の収益確保に向けた和牛受精卵の購入・移植支援 ○加工施設整備など HACCP 認証取得支援
酪農	○「畜産クラスター事業」の拡充 ○生乳供給力の向上、自給飼料の生産拡大 等	対策の具体的な内容が不明。なお、「畜産クラスター事業」の拡充」については、採択数増加に向けた事業規模の拡大(増額)が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○[再掲]畜産クラスター制度の長期継続 ○[再掲]牛舎・機器整備等にかかる予算枠充 ○性別精液による酪農後継牛確保支援 (性別別精液の導入支援、受胎率向上に向けた技術開発支援) ○乳量増産を促す生産者インセンティブの構築 ○[再掲] 6次化等による魅力ある商品づくり支援 ○[再掲] 農場 HACCP 認証への取組支援

品目	大綱に位置づけられた対策（見込）	対策分析	今後の対応		
			国に求める対策	県が取組む対策例	
林業	○合板・製材の国際競争力強化 (大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備の推進)	国に要望(H27.10.15)した内容がほぼ盛り込まれているが、国産材の利用拡大につなげていく対策も必要。	○原木の生産コスト低減 (路網整備・機械化及び間伐支援) ○国産材製品の需要拡大(販路・消費)	①オーストリア式架線系作業システムの本格導入による生産性向上 ②県産材を活用した家具・木製品の情報発信	
	○広域戻しプランに基づく手へのリース方式による漁船導入 ○產地施設の再編整備、漁船漁業の構造改革等	広域戻しプランは手続引き等の面で活用しにくい制度。また、产地施設の再編整備は、地域コンセンサスが求められ、直ちに実行できるか疑問がある。	○漁船リース事業の要件緩和 (新船及び沖合漁船も対象として追加) ○「水産基盤整備事業費」強いつ水産業づくり交付金の予算枠確保・拡充 ○国民的魚食普及に向けた対策強化	①リース方式による商品開発、販路開拓支援 ②境港における高度衛生管理型市場の整備促進 ③魚食普及活動の強化推進 (魚食普及番組制作・PR等)	
水産業	○経営発展に向けた機械・施設の導入 ○無利子化等の金融支援措置の充実 ○中山間地域等における担い手の収益力向上 ○2016年秋を目途に中長期的対策を構築	対策の具体的な内容が不明。なお、人材育成にかかる中長期的対策を早期に策定・実行することが必要。	○プロ農家育成に向かって技術認証制度(仏国のCAPをモデルに) ○意欲ある生産者の定着・経営発展を促す対策の充実・要件緩和 ・「経営体育成支援事業」の拡充・要件緩和(融資要件の緩和等) ・青年就農賛助付金の要件緩和(現行45歳未満とした年齢要件を緩和) ・後継者による親元研修支援制度の創設	①产地提携型モデル団地(果樹・野菜)の整備による新規就農者受入 ②とどり農林水産人材育成システム構築(実業高校と産業界が連携した人材育成) ○農大アグリチャレンジ研修等の拡充 ○親元就農促進に向けた研修支援 ○女性農林水産業者の経営参画支援	
	○農地中間管理事業の重点実施区域等における農地のさらなる大区画化	対策の具体的な内容が不明。	○農地プランの策定・見直し支援 ・地域集積協力金の財源確保 ・農地の大区画化等、農地条件整備に必要な基盤整備	①人・農地プランの策定・見直し支援 ○[再掲]集落営農組織の法人化・地域化 ○[再掲]產地提案型モデル団地(果樹・野菜) の整備による新規就農者受入	
人材育成	○大規模集客施設での販促活動 ○チェックオフ制度の導入検討 ○原料原産地表示の拡充検討	対策の具体的な内容が不明。なお、国内消費拡大にかかる中長期的対策を早期に策定・実行することが必要。	○地理的表示保護制度を活用した登録産品の情報発信 ○米の国内消費拡大支援 (米を利用した菓子、医療・介護食等の新商品開発、販路開拓支援)	②県産品のブランド化強化 ・トップブランド品目毎の対策 (鳥取苺王の栽培用ハウス整備支援、梨「新甘泉」の大苗育苗支援、松葉がに「五輝星」のPR強化等) ・首都圏、関西圏でのPR強化 ○G.I制度を活用したPR強化	
	○2016年秋を目途に中長期的対策を構築			③TPP参加国を含めた輸出開強化 (マレーシア、ベトナム、シンガポール、香港、タイ、EU) ○生産工程管理にかかる国際認証取得、施設整備支援 ○[再掲]6次化等による魅力ある商品づくり支援 (中間加工品の県内開発支援、人材育成)	
農地集積、消費拡大	○米・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策 ○日本発の食品安全管理規格等の策定 ○産地と外食・中食が連携した新商品開発 ○2016年秋を目途に中長期的対策を構築	対策の具体的な内容が不明。なお、輸出拡大にかかる中長期的対策を早期に策定・実行することが必要。	○市場調査などTPP参加国も含めた輸出拡大支援 ○[再掲]地理的表示保護制度を活用した登録産品の情報発信 ○あんしん安全な生産環境の整備支援 (加工施設整備による新商品開発支援) ○6次化等による新商品開発支援 (施設・機械整備、魅力発信支援)		

